

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

10月になってようやく涼しくなり秋めいてきたと思ったら、もう冬の到来を告げる木枯らし1号が吹きましたが、皆様お元気でしょうか。

さて、平成18年4月1日から労働審判制度がスタートしましたが、労使の評価は概ね好評のようです。解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブル(個別労働紛争)が増大し、その紛争解決手段の中で労働審判制度は大きな位置をしめるようになりました。そこで、今回は、この労働審判制度について概観してみましよう。

平成22年10月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

労働者と使用者の問題

(問) 労働審判手続とはどのような手続ですか。

(答え) 労働審判手続は、労働審判官(裁判官)1人と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争(労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争)を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に即した柔軟な解決を図るための労働審判を行うという紛争解決手続です。その特徴は、「迅速、適正、実効的な解決」の実現にあります。

(問) 労働審判に対して不服があればどうなるのですか。

(答え) 労働審判に対して当事者から異議の申立てがあれば、労働審判はその効力を失い、労働審判事件は訴訟に移行します。

(問) 個別労働紛争でも労働審判制度を選択しない方がよい場合はありますか。

(答え) たとえば、労働者の主張と使用者の主張に
(右上へ)

大きな開きがある場合や、紛争解決の方向性について労働者と使用者との間に統一性を見いだせないような場合には、労働審判手続中での調停成立の見込みがないばかりか、労働審判が下されても異議が申し立てられ通常訴訟に移行する可能性が高いです。このような場合は、労働審判手続は無駄であるし、紛争解決を遅らせることになってしまうので、労働審判制度を選択しない方がよいといえます。また、当事者が紛争解決の前提として事案の解明をもとめるような場合も、労働審判は適切でない場合があります。なぜなら、このような場合は証人尋問や本人尋問を重ねて真相解明に十分な時間をかけられる通常訴訟が望ましいからです。

(問) 労働審判手続は当事者だけで追行していくことができますか。

(答え) もちろん、一般の訴訟同様に当事者だけで追行していくことは可能です。しかし、労働審判手続においては、原則として3回以内の期日で審理が終結されることになるため、当事者は、早期に、的確な主張、立証を行うことが重要となります。そのためには、相当程度の知識は必要になるので、当事者は、早期に法律の専門家である弁護士に相談をすることが望ましいでしょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊦)